

議会運営委員会会議録

令和5年11月21日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：43

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案及び報告の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 11月22日（水）午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月1日（金）午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 12月1日（金）午後5時
- 5 議会基本条例に関する検討について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和5年第6回定例会の提出議案及び報告について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明いたします。

議案番号が前後しますが、議案第75号の専決処分の承認「令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第75号 令和5年9月28日専決」と記載しております「令和5年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、11月12日執行の市長選挙に係る経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に6921万3千円を追加して907億4857万1千円にするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案番号が戻りますが、「議案第59号 令和5年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」から「議案第67号 令和5年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、「令和5年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

一般会計は、歳入歳出予算の総額に4億4851万3千円を追加して911億9708万4千円にしようとするものでございます。

また、9つの特別会計のうち今回補正する6つの会計で、合計13億8159万7千円を増額する補正をするものでございます。企業会計では、4つの企業会計のうち今回補正する2つ

の会計で、合計3億6714万円を減額する補正をするものでございます。合計で14億6297万円を増額するものでございます。4ページ以降に補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第68号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第69号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、保育所の統合に伴い、新たに穂波東保育所を設置し、現在の楽市保育所と平恒保育所を令和6年3月31日をもって廃止するものでございます。

「議案第70号 飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第71号 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例」につきましては、LED防犯灯設置事業に係るリース期間の終了に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第72号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第73号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属及び寄付採納に伴い6路線を認定するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第74号 財産の無償貸付け」につきましては、筑穂ふれあい交流センターを利用した「ふれあい広場事業」を実施するため、施設の一部を、引き続き筑穂地区まちづくり協議会に無償で貸し付けるものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

最後に、報告について、引き続き「議案概要」で、説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。報告第26号から第32号までの7件の報告でございますが、「物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」及び「支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件）」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、ご説明いたします。

「令和5年 第6回市議会 定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第59号は総務委員会に、60号は協働環境委員会に、61号は福祉文教委員会に、62号は協働環境委員会に、63号から67号までの5件は経済建設委員会に、68号及び

69号は福祉文教委員会に、70号は経済建設委員会に、71号は総務委員会に、72号及び73号は経済建設委員会に、74号は協働環境委員会に、75号は総務委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、報告事項7件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、これにあわせる形で議案付託一覧表（案）も作成いたしております。

ご審議方、よろしく願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

○委員長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和5年 第6回 飯塚市議会定例会 会期日程（案）」をご覧ください。

会期につきましては、11月30日から12月15日までの16日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、11月30日初日につきましては、開会後に上野前議員及び守光前議員の閉会中の辞職許可の報告と、補欠選挙で当選されました石川議員の紹介、議席の指定を行った後、議事に入ります。なお、石川議員の議席番号につきましては、今後、代表者会議で調整される予定でございます。また、今定例会は新市長が就任して初めての議会開催となりますことから、初日の会期の決定の後に、4番目の日程で、市長就任あいさつを予定しております。

その他の会議予定は、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）に記載のとおりと考えております。

なお、12月12日及び13日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催いたします。会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策につきましては、引き続き実施していくこととしております。

最後に、石川議員の常任委員会委員の選任、上野前議員及び守光前議員の辞職に伴います、一部事務組合議会議員の選挙、議会選出各種委員等の選出につきましては、今後、代表者会議で調整がなされる予定でございます。

以上、ご審議方、よろしく願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

12月11日、月曜日が予備日となっております。12月14日、木曜日も予備日となっております。12月定例会において特別委員会等の日程調整に当たり、議員の一部から、予備日ではあるが自分は都合が悪いのでその日は避けてもらいたいという発言がありました。予備日というのは、議員にとってはどういう位置づけの日なのか確認しておく必要があると思います。これは事務局のほうにお尋ねしていいですか。

○委員長

確かに予備日について確認したいと思います。しばらくお待ちください。事務局に答えさせ

ますけど、ちょっと準備しますので。ちょっと調べますので、暫時休憩したいと思います。暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 10

再 開 10 : 13

委員会を再開いたします。

川上委員からの質問に対して事務局に答えさせます。

○議会事務局次長

お待たせして申し訳ございませんでした。予備日というものについて、特にそういった解説等は、今すぐにはちょっと見つけられないんですけども、会期中で、会議の予定が入っていない日になります。ただ会期中、当然、議案審議であったり、そういったものの中で、急遽、本会議であったり、委員会を開催しなければならないというような状況も生じますので、会期中については、当然、いつでもそういった委員会、本会議が開かれることを前提として、議員の皆様には待機していただく必要があるのではないかとこのように考えております。

○川上委員

それは何かに書いているわけではなくて、事務局の見解ということなんですね。

○議会事務局次長

はい。そのとおりでございます。

○川上委員

この際ですね、今日というわけにいかないと思いますけれども、事務局見解、待機すべき日であるということですので、見解がありましたので、その見解をそのままにするかどうか分かりませんが、それを土台にして、議運のほうですね、こういう日なんだということを確認するようにしたほうがいいと思いますので、今後、取り計らいをお願いいたします。

○委員長

今、川上委員から話がありましたとおり、予備日については明確にこういう日だということ、ちょっと事務局等に調べさせまして、分かり次第、ちょっと日時ははっきりしませんけれども、各議員に通達いたしますので、よろしくをお願いいたします。事務局次長、よろしく申し上げます。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日11月22日、水曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしく申し上げます。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、12月1日、金曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

前回の委員会において議長より発言がありました「議会基本条例の制定について」諮問の趣旨を明確にさせていただくために、改めて文書を提出いただいております。議長より補足説明があれば、お願いいたします。その前に、基本条例についての諮問文書は手元にございますか。

改めまして、基本条例の制定について、議長から補足説明があれば、お願いします。

○議長

諮問書に書かせていただいたとおりではあるのですが、改めまして、先日の議会運営委員会できちんと書面を出していただけたらというお話ございましたので、書面として提出させていただきます。

二代表制の一翼を担う議会として、基本原則をはっきりさせるために、皆様方に審議をしていただきたいというものでございます。北海道の栗山町で、平成18年に制定されて以来、多くの市町村議会、そして都道府県議会でも協議され、市議会では7割の議会が制定されております。ぜひ、飯塚市議会においても、この議会のあり方を見直すことが、市民との連携を一層深め、信頼される議会づくりに役立つのではないかと考え、諮問いたしますので、議会基本条例について、皆様方で制定の状況、その意義、各項目の必要性等を含め、十分な審議をしていただきますよう諮問いたします。以上です。

○委員長

議長から今説明がありましたとおり、議会基本条例の制定につきましては、まず各会派で持ち帰っていただきます。次回以降の委員会でもどのように取り扱っていくか、意見の集約を行いたいと思いますので、そのようによろしくお願いいたします。(発言する者あり)川上委員、質疑でしょうか、どうぞ。

○川上委員

今日付で諮問が出されているんだけど、今の委員長の取り計らいの提案は、各会派に持ち帰りということですね。ということは、この諮問を議運で受けたということなんですかね。受ける前に、各会派で相談して、受けるかどうかを考えるとというようなことなんですか。

○委員長

議運としましてですね、前回、議長から口頭での動議というか、発言がありましたので、川上委員から文書で正式に出してくれという依頼もありましたので、今日、文書で提出がありました。ここまでいいですね。これは議運の委員会の中で議長の発言がありましたので、窓口として議運で取りあえず取扱いたいということで、今日は全員おりませんので、各会派もしくは個人に文書として持ち帰ってもらって検討していただくと。その意見をですね、この委員会でもう一度集約したいと思っております。それは今の川上の質問でいけば、設定する、設定しないは、とりあえず置いて、議長からの発言、議会基本条例の制定についてどのように取り扱っていくか、皆さんの各会派、各議員からの意見を取りあえず聞きたいということです。

○川上委員

それは、諮問行為を認めるかどうかを、会派で検討するということですか。諮問は受けました。諮問そのものについて考えるということなんですか。

○委員長

諮問は当委員会を受けております。受けます。議長からの発言ですので、しっかり受けますが、こういうことで議会基本条例について各会派、各議員さんからの意見を集約したいということです。その意見の中には、これは想定ですけども、基本条例をつくる必要ないという意見があるのか、つくろうという意見があるのか、そういうことも含めて、皆さんの考えを集約し

たいということです。よろしいでしょうか。

○川上委員

持ち帰るにしてもですね、この場で、この諮問の趣旨についてお尋ねをする。質問をしてはどうかと思うんですけど。

○委員長

一旦、委員長としましては、知らない議員さんもおられますので、一旦持ち帰っていただきたい。集約したときの意見も聞きながら、そこで、今、川上委員が言われたような質疑等は行いたいと思うんですけども、そういうふうに行いたいんですけど、よろしいでしょうか。

委員長としては今説明した考えですけども、今日ここで、これだけじゃ分からないと、質疑を受けて帰りたいという意見があれば、それで進めても構いませんけども。どういたします。お諮りしましょうか。意見のある方、どうぞ。

○城丸委員

ちょっと分からないんですけど、委員会としては受けると。諮問を受けると。持ち帰って、もし持ち帰ってですよ、必要ないという意見が大半だったら、もうそこでやめるということなんでしょうか。それとも、この委員会ですべて議論をしていくと。議論していくんだったら持ち帰る必要はないと。みんな代表で来ていますので必要ないと思うんですよ。意見を聞きながら、ここで意見を言えばいいのであって。それで、どっちなのかなと。もしあれやったら、もうやめるのかなと。

○委員長

城丸委員は、ここでもう質疑をしたらいいと。

○城丸委員

私は、ここで受けるのであれば、皆さん代表して来ていますので、その意見を聞きながら、ここで議論を交わせればいいんじゃないかというふうに思っております。持ち帰る意味がよく分からない。持ち帰って、必要ないんじゃないかということであれば、もうそこでやめるということになるのか。

○委員長

今の段階ですと、持ち帰ろうというのは、一応会派の中でも話していただきたいという趣旨です。今、ここに確かに代表が来られていますが、会派の意見をもう集約されていると私は思っていなかったものですから、一旦は持ち帰って、各会派、個人の議員さんもおられます。会派所属じゃない議員さんもおられますので、取りあえず検討の時間を置こうかという趣旨です。

○城丸委員

今さっき言ったように、持ち帰ってですね、もう基本条例は必要ないんじゃないかということが大半であれば、やめるということですか。もう諮問を受けないと。

○委員長

それはちょっと未来想定の話ですので、一旦持ち帰って意見の集約をしたいという意味です。その意見の集約の中に、今、城丸委員が言われたような意見が出ればですね、またそこで、この委員会でどう取り扱うかは話合いたいと思っております。

ほかにありませんか。

○藤間委員

私も川上委員と同意見で、少しやはり、議長として、どういうところに問題意識を持っていらっしゃるって、どういう必要性があるのかというのは、もうざっくりでいいから、やっぱりお伺いしたいなという気持ちがございます。資料のほうに必要性を検討いただきたいと書いてありますが、やはり、こういう必要性があるからこういうものを検討していただきたいという指針があったほうが、受け止める側としても、論点が分かりやすいのかなというふうには、率直

な感想として思っております。

○田中武春委員

諮問を見ました。全国的に7割、基本条例が制定されていることも知っております。私としては、この基本条例の諮問を受けて、まず会派に持って帰ってご意見は伺いたいとは思いますが、会派でご意見をいただいたのを、今度、会派代表者会議というのがあると思いますので、まず、そこで集約されて、方向性も含めて、この内容も含めて少し議論をしたほうがいいのではないかというふうに思います。直接、議運で話をするということよりも、前段にそういった取組をしたほうが、やめるにしても、進めるにしても、スムーズにいくんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

ほかにないですか。

○城丸委員

この議会基本条例は2回目ですよ、出たの。以前のやり方はどうしたんですかね、ちょっとその辺が分かります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:27

再 開 10:27

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

前回、飯塚市議会において議会基本条例の審議がなされたことがあります。それは令和元年の12月の定例会におきまして、そのときは、特にどこかで事前に協議したということではなく、代表会議とかでは当然そういったご説明は代表者の方からありましたけれども、議員提出議案として、3名の方から議員提出議案として提案がされて、それを最終日の本会議の中で、委員会付託をせず本会議の中で審議をしまして、その結果、賛成少数で否決されたというような経緯がございます。

○城丸委員

それでは、今回は前回のやり方と違うやり方で、委員会で議論をして、そこから本会議に上げるということになるんですか。

○委員長

今回は議員提出議案として出されたんですね、議案として取扱いました。今回は議長権限による発言ですので、諮問機関として当委員会で、諮問先が議会運営委員会ということで、基本条例の設置を、するしないも含め、仮にするとすれば、どういった内容になるか。しないとするれば、もちろんしないんですけども。その諮り方を、今、藤間委員のほうから、必要性についてもっと議長から説明をいただきたいと。これは、当委員会で、その説明を受ける機会はまた設けられると考えております。田中委員のほうからは、持ち帰りはいいんですけども、代表者会議でという意見がありましたね。もちろん持ち帰っていただいて、各会派、議員間の意見を集約して、代表者会議でもその流れは会議で議題として上げたいと思っておりますけども、最終的には、この議会運営委員会に諮問されておりますので、この委員会でどのように今後取組っていくかも含めて、話し合っていきたいと思っております。よければ、一旦、今日の段階では、これを持ち帰っていただきたいと思っておりますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

○城丸委員

持ち帰るのはいいんですけど、持ち帰って何を話せばいいかがよく分からない。この議会基本条例の必要性とか、そういうのじゃなくて、どういうふうに進めていくとか、そういうの

ですかね。

○委員長

委員長としての考えはですね、議会基本条例の必要性は、先ほど議長も申し上げたとおり、全国で7割近い議会が基本条例というのを持っております。余談になりますが、政治倫理審査会にかけられた百条委員会が頻繁に最近起こっていますので、その都度ですね、議会に対する不信感というのもできております、市民の中からね。そういう場合、当飯塚市議会では基本条例を持っていませんので、しっかりと議会議員としての認識を深めるためにも、議長のほうから基本条例を1回、みんなで揉んだらどうかと、つくり上げたらどうかという提案でございます。これは議運の委員長としても必要であろうということで、議長から発言していただいております。

今、城丸委員の質問でいけば、取りあえず持ち帰っていただき、必要性もしくはこういったものをつくったらいいなとかですね、いろんな話を会派の中で一度揉んでもらえませんかということなんです。何を話すのかと言われてますと、身も蓋もないんですけども、必要性について各議員の考えを集約していただきたいということです。

○川上委員

これはね、実質的には議長が単独で議案を出したに等しいようなことだと思うんですよ。それで、諮問機関ですから、議長から諮問があれば受けますけど、ということになると思うけど、諮問の内容、経過、目的について、諮問を受けるときには質問してもいいんじゃないかと思うんですよ。持って帰っても、今、お話があったようにね、これを読んで、経過とか目的とか内容について、会派ないし各個人の議員の中で問題意識は持ちますけど、議運は持って帰ってきただけかというのではね、いただけないんじゃないかというので、まず、議長のほうから諮問についての説明をしていただいて、そして質問の時間をきちんと確保してもらって、今日でなくてもいいですよ、そうでなければ、川上としては、この諮問の中身はね、体裁が悪いよね。意味が分からない。だから確認をしたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:33

再 開 10:42

委員会を再開いたします。

ただいま議長より補足説明がありました議会基本条例の制定については、お手元に江口議長より議会基本条例について、諮問の文書が届いております。これは各会派に、今日、配布いたしますので、持って帰ってください。12月7日、12月7日ですね、12月7日、木曜日、本会議終了後にですね、この議長諮問については、もう一度審議したいと思います。そのように進めたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしく願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

よろしいでしょうか。質疑を終結いたします。

最後に、次回の委員会は11月30日、木曜日の定例会初日、午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。